

○流山市ふるさと21まちづくり基金条例

昭和62年3月30日

条例第12号

改正 平成4年7月1日条例第28号

平成14年3月27日条例第16号

平成23年3月25日条例第7号

(設置の目的)

第1条 つくばエクスプレス沿線地域における一体型特定土地区画整理事業に必要な資金を積み立てるため、流山市ふるさと21まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 市の積立金額
- (2) 市民又は事業者等が基金への積立てを指定した寄附金額
- (3) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、つくばエクスプレス沿線地域における一体型特定土地区画整理事業に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第16号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。